

湯沢町寝具クリーニング援助事業について

この事業は、寝具のクリーニングに係る費用を援助し、衛生的かつ健康的な睡眠によって高齢者等の生活状況を改善することを目的として実施します。

■対象者

- ① 概ね 65 歳以上で 3 か月以上の寝たきりの方
- ② 要介護 3 以上の方
- ③ 中程度以上の認知症と認められる方
- ④ 74 歳以上の単身高齢者
- ⑤ その他、町長が特に必要と認める方

但し、次のいずれかに該当する方は、対象になりません。

- (1)生活保護法による保護を受けている者
- (2)実施年度において町民税が課税されている者
- (3)親族等からこの事業と同等の援助を受けることができる者
- (4)所得税法上の扶養親族となっている者

■助成内容

対象者が日常的に使用している寝具を対象（枕・長座布団・マットレス・こたつ布団は除く）に、1回7,000円までを助成します

7,000円を超えた場合、超えた金額は自己負担でお支払ください

■利用の流れ

①健康福祉部または社協に備えてある「申請書」を **5月11日（金）** までに湯沢町長に提出してください。



②事業の利用が認められた方は、後日認定通知書を発送します。



③下記の日程で担当クリーニング店が寝具の回収・返却に伺います。

回収の際に、改めてご注文の詳しい品目を確認し、ご利用金額を確定させていただきます。



寝具の回収日

5月24日（木）

返却日

5月31日（木）

■受付窓口 湯沢町総合福祉センター内

湯沢町役場健康福祉部 (TEL) 784-4560

湯沢町社会福祉協議会 (TEL) 784-4111